

台風時・非常変災時等における登下校と授業について《オンラインの活用》

令和2年7月31日

三重県立飯野高等学校

※鈴鹿市は、警報・注意報や天気予報の発表区域における「三重県北部」に含まれます。

(1) 鈴鹿市、あるいは、自分の居住市町に暴風警報が発表された場合

①授業が始まる前に暴風警報が発表されている場合は、登校せず自宅で待機すること。

②暴風警報が解除された場合は、安全を確認して登校すること。

ア) 午前11時までに警報が解除された場合は、解除されてから2時間後にその時間以降の授業を行う。

イ) 午前11時においても警報が解除されない場合は、その日の授業は中止となる。

その場合は、12時から15分間のオンラインHRを実施し、連絡をするので、Google Classroomの各HRにログインして待機すること。

(2) 暴風警報が解除されても、交通機関のまひ、道路や橋が壊れたり、浸水していたりすることで、登校に危険があるか、困難な場合は登校しなくてもよい。なお、その状況をできるだけ早く学校へ連絡すること。

(3) 登校する途中で、暴風警報が発表され、危険を感じる状態になった場合はすぐに帰宅すること。なお、その状況をできるだけ早く学校へ連絡すること。

(4) 在校時に暴風警報が発表された場合は、状況に応じて指示をする。

ア) 台風の規模、今後の予想進路、公共交通機関の運行状況などを確認した後、下校措置が取られた場合は、帰宅後はGoogle Classroomの各HRにログインし帰宅報告を行う。

イ) 公共交通機関の運休などにより下校できない生徒については、保護者が迎えに来る間、校内の安全な場所において待機する。なお、保護者が迎えに来ることができない場合は引き続き学校で待機する。

(5) 重大な災害が起こる可能性が大きい以下の特別警報が三重県内に発表された場合についても、(1)～(4)のとおり対応するものとする。

・大雨特別警報 ・暴風特別警報 ・暴風雪特別警報及び大雪特別警報

(6) 暴風警報の発表および解除については、テレビ、ラジオ等で確認し、マチコミメールや学校ホームページが受信できるようにしてください。

(7) 無理をして登校する必要はありません。